

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

番外編 弁護士会館ができるまで～「新会館建設史・資料集」(東弁)～より

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 金井 重彦 (36期)

1 旧会館の狭隘化、老朽化と地代問題

旧東京弁護士会館（以下「旧会館」という）は昭和7年12月に完成したもので、国有地を借地していた。昭和40年頃から会員の増加、弁護士会活動の活発化から、旧会館の老朽化と狭隘化とが問題として会員間の共通認識となった。

老朽化狭隘化とともに深刻になっていたのが敷地問題で、国より地代の値上げを要求されてきた。同じく地代値上げ問題に苦慮していた日弁連を中心として最高裁判所と折衝していたが、昭和40年頃より無償化の立法運動になった。この間は、当面地代は据え置かれたものの、無償化立法運動は昭和43年に成立する寸前に、大学紛争のあおりで頓挫した。そこで、敷地払下げ交渉に方針転換して交渉を試みたものの、不調で沙汰やみとなり、地代値上げが再浮上、増大する地代の支払いを余儀なくされていた。

2 合同会館建設の気運

昭和42年3月「東弁新会館建設準備特別委員会」が設立され、昭和45年2月17日には、「東弁独自の会館建設の線で踏み切る。合同会館建設はあくまでも理想とする」との方針を答申し、建設準備特別委員会を実行委員会に改組して準備にあたることになった。

ところが、昭和49年に、国による霞が関A地区ブロックにおける中央官衙（かんが）マスタープランが策定されつつあることが明らかになった。東弁も何としてもこのA地区の内に一定の敷地を確保し、新会館を建設する必要がさし迫った。事情は東京三会、日弁連も共通であった。

その結果、最終的には自ずと四会合同会館新築計画に収斂され、四会は昭和49年11月四会合同名で、合同会館敷地の第1次要望書を提出するに至り、いよいよ四会合同新会館建設についての大まかな合意が

形成された。

懸案の敷地確保については、第1次要望書から昭和62年7月6日提出された再要望書までの曲折を経て、この間に交渉相手も建設省から法務省へと変わり難航した。最終的に法務大臣と折衝を経て、昭和62年9月7日東京三会、日弁連、法務省、建設省の担当者が調印した「弁護士会館敷地等確認書」で決着をみた。

3 新会館建設の完成に向けて

合同会館建設をするにあたり重要な課題であった四会の床面積配分については、39回にわたる協議の結果、ようやく四会の合意に至った。

さらに、昭和63年には、日弁連と東弁が共同で2階に講堂を設けることを合意して、現在のクレオができた。また図書館については、東弁と二弁が共同で図書館を設立することを合意し、現在の合同図書館として実現した。

4 建設資金の調達、そして、完成。

会館新築を見据えて、昭和56年から会員から徴収していた準備金の積み立てのほか、建設寄付金も受け入れていたが、建設資金の不足は明らかであった。昭和62年10月、建設資金の半額は寄付金で調達するとの方針を立て、新会館建設資金募金実行本部を設置し、寄付しない会員からは臨時会費を徴収することにした。

そして、平成5年10月10日開催の東弁臨時総会にて、会館建設の寄附をしなかった75歳以下の会員から、新会館臨時会費130万円を徴収することが決定され、徴収された。

このような経過を経て、平成7年7月3日、現在の弁護士会館が日比谷公園に面した旧検察庁跡地に完成したのである。